

生活福祉資金制度の制度概要

生活福祉資金貸付制度の概要

制度概要

【創設年度】 昭和30年度

【実施主体】 都道府県社会福祉協議会

【目的】 低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とする。

【貸付対象】 (低所得世帯)・・・必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯(市町村民税非課税相当)
(障害者世帯)・・・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者等の属する世帯
(高齢者世帯)・・・65歳以上の高齢者の属する世帯

【貸付資金の種類】

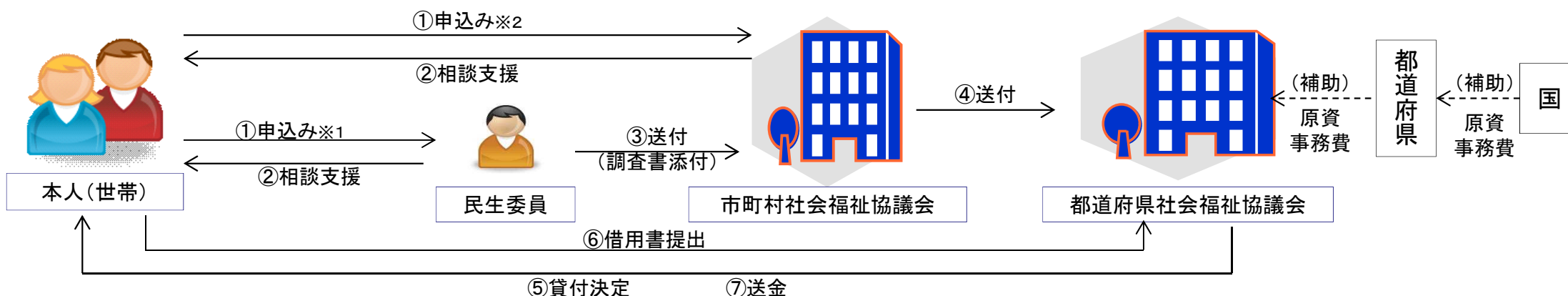
- ・総合支援資金 (生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費)
- ・福祉資金 (福祉費、緊急小口資金)
- ・教育支援資金 (教育支援費、就学支度費)
- ・不動産担保型生活資金 (不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金)

【貸付金利率】

- ・連帯保証人を立てた場合 無利子
- ・連帯保証人を立てない場合 年1.5%

注1 教育支援資金、緊急小口資金は無利子
注2 不動産担保型生活資金は年3%又は長期プライムレート(H28.4.1時点 年0.95%)のいずれか低い利率

貸付手続きの等の流れ



※1 福祉費、教育支援資金は、民生委員に申込み

※2 総合支援資金、緊急小口資金、不動産担保型生活資金は、市町村社会福祉協議会に申込み

貸付種類・貸付条件等一覧

資金の種類			貸付条件			
			対象者	貸付限度額等	据置期間	その他
総合支援資金	生活支援費	・生活再建までの間に必要な生活費用	低所得世帯	(二人以上) 月20万円以内 (単身) 月15万円以内 ・貸付期間:原則3月以内	最終貸付日から6月以内	【償還期限】 据置期間経過後10年以内 【貸付利子】 保証人ありの場合:無利子 保証人なしの場合:年1.5% 【保証人】 原則必要(ただし、保証人なしでも貸付可)
	住宅入居費	・敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用		40万円以内	貸付けの日(生活支援費とあわせて貸し付けている場合は、生活支援費の最終貸付日)から6月以内	
	一時生活再建費	・生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用 ・就職・転職を前提とした技能習得に要する経費 ・滞納している公共料金等の立て替え費用 ・債務整理をするために必要な経費 等		60万円以内		
福祉資金	福祉費	<ul style="list-style-type: none"> ・生業を営むために必要な経費 ・技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 ・福祉用具等の購入に必要な経費 ・障害者用の自動車の購入に必要な経費 ・中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費 ・負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 ・介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・災害を受けたことにより臨時に必要な経費 ・冠婚葬祭に必要な経費 ・住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 ・就職、技能習得等の支度に必要な経費 ・その他日常生活上一時的に必要な経費 	低所得世帯 障害者世帯 高齢者世帯	580万円以内 ※ 資金の用途に応じて目安額を設定 → 詳細は5頁	貸付けの日(分割による交付の場合には最終貸付日)から6月以内	【償還期限】 据置期間経過後20年以内 ※ 資金の用途に応じて目安の期限を設定 → 詳細は5頁 【貸付利子】 保証人ありの場合:無利子 保証人なしの場合:年1.5% 【保証人】 原則必要(ただし、保証人なしでも貸付可)

資金の種類			貸付条件				
			対象者	貸付限度額	据置期間	その他	
福祉資金	緊急小口資金	・緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	低所得世帯 障害者世帯 高齢者世帯	10万円以内	貸付けの日から2月以内	【償還期限】 据置期間経過後12月以内 【貸付利子】 無利子 【保証人】 不要	
	教育支援費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に修学するために必要な経費	低所得世帯	<高校>月3.5万円以内 <高専>月6万円以内 <短大>月6万円以内 <大学>月6.5万円以内 ※ 特に必要と認められる場合には1.5倍の額まで可能	卒業後6月以内	【償還期限】 据置期間経過後20年以内 【貸付利子】 無利子 【保証人】 不要 ※ 世帯内で連帯借受人が必要	
就学支度費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内					
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金 →詳細は6頁	・低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	低所得の高齢者世帯	・土地の評価額の70%程度 ・月30万円以内 ・貸付期間 借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間	契約終了後3月以内	【貸付利子】 据置期間終了時年3%、又は長期プライムレート(H28.4.1現在年0.95%)のいずれか低い利率 【保証人】 要 ※ 推定相続人の中から選任	
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金 →詳細は6頁	・要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	要保護の高齢者世帯	・土地及び建物の評価額の70%程度(集合住宅の場合は50%) ・生活扶助額の1.5倍以内 ・貸付期間 借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間		【保証人】 不要	

※ 貸付の決定に当たっては、これらの貸付条件に加え、償還可能性の有無が考慮されることとなる。

福祉費の詳細（貸付上限額等の一覧）

資金の目的	貸付上限額の目安	据置期間	償還期限
生業を営むために必要な経費	460万円	6月	20年
技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を修得する期間が 6月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年以内 580万円	同上	8年
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円	同上	7年
福祉用具等の購入に必要な経費	170万円	同上	8年
障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円	同上	8年
中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円	同上	10年
負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が 1年を超えないときは170万円 1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円	同上	5年
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が 1年を超えないのときは170万円 1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円	同上	5年
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円	同上	7年
冠婚葬祭に必要な経費	50万円	同上	3年
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円	同上	3年
就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円	同上	3年

生活福祉資金貸付（不動産担保型生活資金）の概要

- 一定の居住用不動産を担保として、生活資金の貸付を行うもの（低所得者に対する貸付制度である生活福祉資金貸付制度の資金種類の一つとして実施）
- 実施主体は、都道府県社会福祉協議会（窓口は市町村社会福祉協議会）

不動産担保型生活資金

【貸付対象】

65歳以上の高齢者世帯であって低所得世帯（市町村民税非課税世帯程度）

【対象不動産】

評価額1,500万円以上（下限1,000万円）を目安とした居住用不動産（土地及び建物）

【貸付限度額】

居住用不動産（土地）の評価額の70%程度

【貸付額】

1月あたり30万円以内

【連帯保証人】

推定相続人の中から1名選任

【利子】

年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率（H27.4.1現在 年1.15%）

要保護世帯向け不動産担保型生活資金

【貸付対象】

65歳以上の高齢者世帯であって、要保護と保護の実施機関が認めた世帯

【対象不動産】

評価額500万円以上の居住用不動産（土地及び建物（集合住宅を含む））

【貸付限度額】

居住用不動産の評価額の70%（集合住宅の場合は50%）程度

【貸付額】

1月あたり生活扶助基準額の1.5倍以内

【連帯保証人】

不要

【利子】

年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率（H28.4.1現在 年0.95%）

臨時特例つなぎ資金制度の概要

制度の目的

- 住居のない離職者のうち、公的給付・公的貸付（失業等給付、住宅手当、総合支援資金等）の申請から決定までの間の生活費が確保できない者に対して、当該生活費の貸付けを行う。

実施主体

- 都道府県社会福祉協議会（窓口は市町村社会福祉協議会）

貸付対象

- 住居のない離職者であって、次のいずれの条件にも該当する方
 - ① 離職者を支援する公的給付制度（失業等給付、住宅手当、職業訓練受講給付金等）又は公的貸付制度（総合支援資金等）の申請を受理されており、かつ、当該給付等が開始されるまでの間の生活に困窮していること
 - ② 借受人名義の金融機関の口座を有していること

貸付内容・条件

貸付限度額： 10万円以内

連帯保証人： 不要

利子：無利子

償還：申請中の公的給付等が決定し、支給等が行われた時点で一括又は分割で償還

生活福祉資金貸付制度の実施状況

資金種類	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)
福祉資金 (福祉費)	4,115	33.4	5,066	39.3	4,782	31.3	4,387	24.7	4,359	22.1	4,404	19.7	4,086	18.3
福祉資金 (緊急小口資金)	15,590	13.3	21,376	18.6	81,597	106.7	11,101	8.5	9,253	7.0	8,837	6.6	8,730	6.5
教育支援資金	13,139	93.0	14,287	99.7	14,047	94.0	14,113	94.8	14,215	90.1	14,775	95.1	14,621	93.1
総合支援資金 (H21.10～)	26,353	178.7	41,344	262.2	18,320	103.2	9,920	51.1	4,656	18.5	3,133	11.5	2,067	6.7
離職者支援資金 (～H21.9)	1,960	24.1												
不動産担保型生活資金	371	36.7	358	36.5	321	29.6	368	32.6	320	30.0	332	34.6	288	27.7
計	61,528	379.2	82,431	456.3	119,067	364.8	39,889	211.8	32,803	167.8	31,481	167.5	29,782	152.3

※ 平成23年度の福祉資金及び緊急小口資金については、東日本大震災の被災者に対する特例措置に基づく貸付を含む。
 なお、東日本大震災における緊急小口資金に係る特例措置の貸付件数は71,010件、貸付金額は約100.0億円となっている。

臨時特例つなぎ資金貸付制度の実施状況

資金種類	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)
臨時特例つなぎ 資金(H21.10～)	5,240	4.9	6,933	6.5	3,239	2.9	2,182	1.9	1,100	0.9	824	0.6	534	0.3

※ 生活福祉資金と臨時特例つなぎ資金は別制度に位置付けられているため、会計が別途設けられている。

生活困窮世帯の子どもに対する教育支援資金(生活福祉資金)の拡充 (H27補正予算)

H27補正予算 25億円

- 困難を抱える世帯に対する子どもの進学費用の公的な経済的支援は、奨学金(日本学生支援機構)、国の教育ローン(日本政策金融公庫)、母子父子寡婦福祉資金貸付金、生活福祉資金などの制度により実施されているところ。
- 生活福祉資金(教育支援資金)については、主として低所得世帯への支援という役割を担っているところであるが、そうした世帯の子どもが経済的理由により学習意欲や向上心を失うことのないよう、現行の制度の一部を拡充するものである。

【現行の生活福祉資金(教育支援資金)の概要】

- 低所得世帯の子どもが高校・大学等への入学・就学に必要な経費を貸付
 - ① 教育支援費(就学するのに必要な経費)
 - ・高校 月額35,000円以内
 - ・高専 月額60,000円以内
 - ・短大 月額60,000円以内
 - ・大学 月額65,000円以内
 - ② 就学支度費(入学に際し必要な経費)
 - ・ 500,000円以内

- 貸付期間: 就学期間中
- 据置期間: 卒業後6か月以内
- 償還期限: 据置期間経過後20年以内
- 利子: 無利子(延滞利子は10.75%)
- 保証人: 不要(世帯内で連帯借受人が必要)

具体的な拡充内容

○ 教育支援費の貸付限度額の引上げ

特に必要と認める場合に限り教育支援費を1.5倍の額まで貸付可能とする
例) 大学の場合、月額65,000円 ⇒ 97,500円

○ 延滞利子の引き下げ

年10.75% ⇒ 年5%

○ 償還計画の見直し

卒業後に就職できない、または就職したが十分な収入を得られていない場合に、償還計画の見直しを行う

○ 貸付対象世帯の基準の弾力的運用

市町村民税非課税程度とされている基準について、多子世帯等の場合には、その世帯の経済状況を十分に勘案して運用

【改正時期】 平成28年2月1日

生活福祉資金制度の見直しと
生活困窮者自立支援制度との連携
(平成27年度より実施)

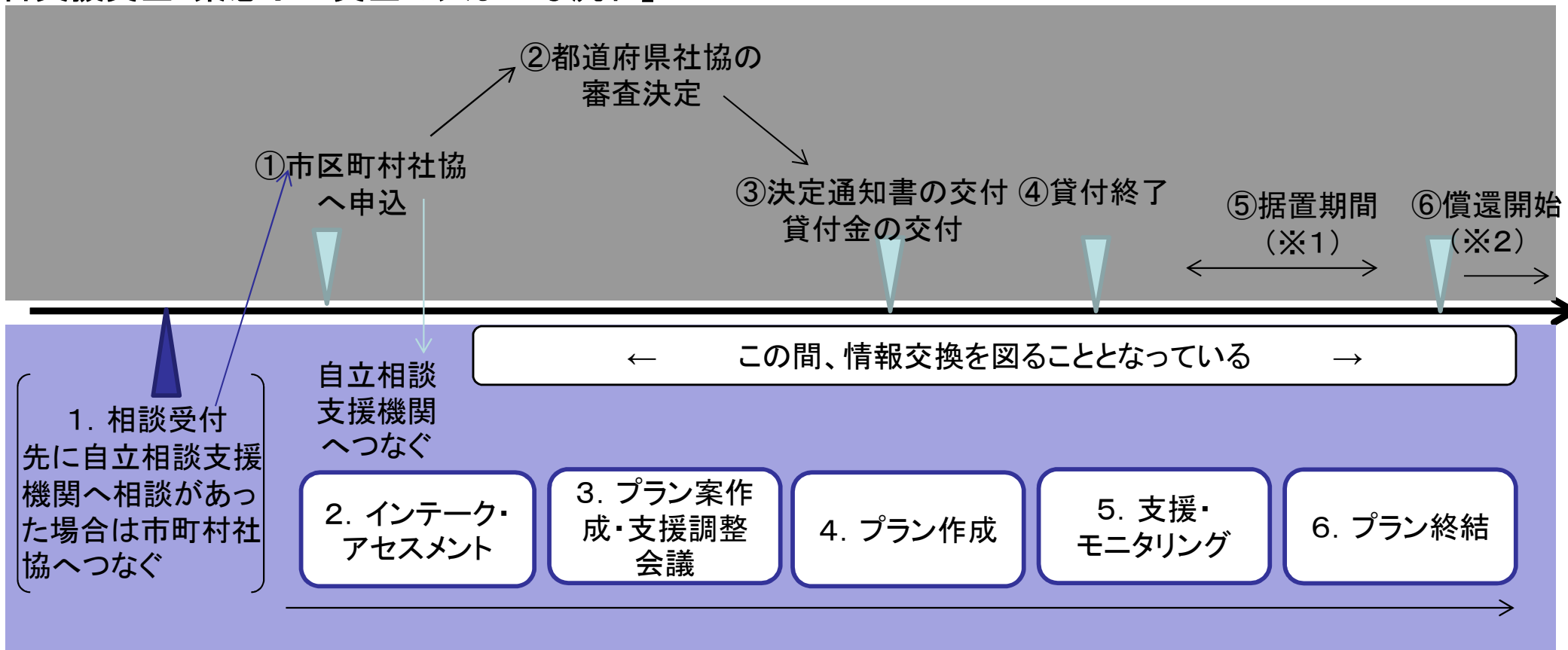
生活困窮者自立支援制度との連携

- 生活福祉資金貸付制度は、自立相談支援事業と密接な連携を図りながら対応することで、両制度がともに、より効果的、効率的に機能することが期待されている。
 - その観点から、特に総合支援資金、緊急小口資金については平成27年度から見直しを行い、現状では、以下のような流れで両制度が連携する枠組みとなっている。
- ※ 自立相談支援事業のプラン作成(2~4)と貸付の審査決定・貸付金の交付等(②~③)のタイミングや、プラン終結(6)と償還開始(⑥)のタイミングは、個別ケースにより様々。

【総合支援資金・緊急小口資金の大まかな流れ】

生活福祉資金担当

自立相談支援機関



※1: 総合支援資金の場合は最終貸付日から6月以内、緊急小口資金の場合は貸付の日から2月以内。

※2: 総合支援資金の場合の償還期限は据置期間経過後10年以内、緊急小口資金は同12月以内。

生活福祉資金貸付制度の主な見直し事項について（一覧）

	資金の種類	見直し内容
1	全般	<p>市町村社協及び都道府県社協は、借受人の自立に向け、新制度の実施機関等(※)との連携を図り、総合的な支援体制の構築に努めるものとする。</p> <p>※ 自立相談支援機関、家計相談支援機関等、ハローワーク、法律専門家、民生委員、児童委員 等</p>
2	総合支援資金 緊急小口資金 臨時特例つなぎ資金	<p>貸付にあたっては、原則として自立相談支援事業の利用を要件とする。</p> <p>その他の資金についても、貸付希望者の状況に応じて、新制度の利用を検討し、両制度が連携を図りながら、包括的な支援を提供できるようにすることが必要。</p> <p>※ ただし、一定の安定した収入があり、一過性の事由により、資金が必要な者などについては、利用しないことも可能とする旨提示する予定。</p>
3	緊急小口資金	<p>医療費等の支払いによって臨時に必要な生活費について対象であった緊急小口資金の資金使途について、新法と連携することにより、以下の場合について貸付対象となるよう、貸付事由の拡大を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公的給付等の支給開始までに必要な生活費 ・ 公共料金(電気・ガス・水道・電話などのライフライン)の必要最小限の滞納分 ・ 継続的な支援を受けるために必要な経費(交通費等) 等
4	緊急小口資金 総合支援資金	<p>より相談者のニーズに対応できるよう、貸付決定までの期間の短縮を図る旨、以下のとおり、目安を提示し、各都道府県社協における運営体制の構築を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急小口資金については、概ね1週間以内に送金するよう努めること。 なお、相談者の状況によっては、さらに迅速な対応に努めること。 ・ 総合支援資金については、相談者にニーズに対応し、早期に対応する。
5	緊急小口資金 総合支援資金	<p>① 借受人の負担を軽減するため、以下のとおり、貸付期間等について改善を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急小口資金については、分割貸付の利用を図り、並行してアセスメントを行い、必要最小限の額で対応する。 ・ 総合支援資金については、貸付期間を原則3か月とし、最長12か月(3月ごと延長)までとする。 ※ 自立相談支援機関において作成されるプランとの整合性や支援状況を勘案して調整することが必要。 <p>② 借受人の負担を軽減するため、以下のとおり、償還期限の改正を行う。</p> <p>[緊急小口資金] 12月以内 [総合支援資金] 10年以内</p>

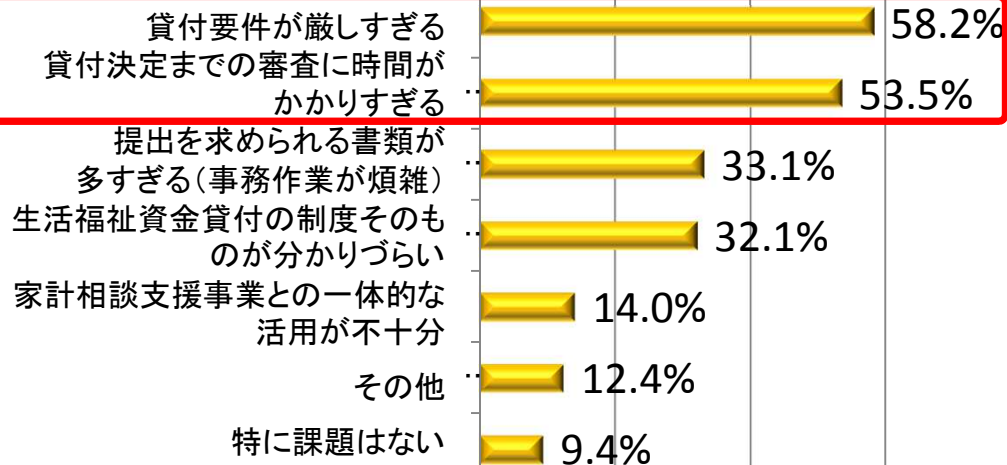
生活福祉資金貸付制度について聞かれる意見

- 生活福祉資金を巡っては、自立相談支援機関側から以下のような意見があり、使い勝手の悪さが指摘されている。
 - ・ 貸付要件(審査基準)が厳しく、生活困窮者の当座のニーズを満たせない。
 - ・ 貸付決定までに求められる書類が多い、時間がかかる。
- 社会福祉協議会側からは、自立相談支援機関の制度理解や償還時の役割分担等についての意見がある。

1. 自立相談支援機関側からの生活福祉資金貸付制度との連携における運用上の課題

(n=299自立相談支援機関、複数回答)

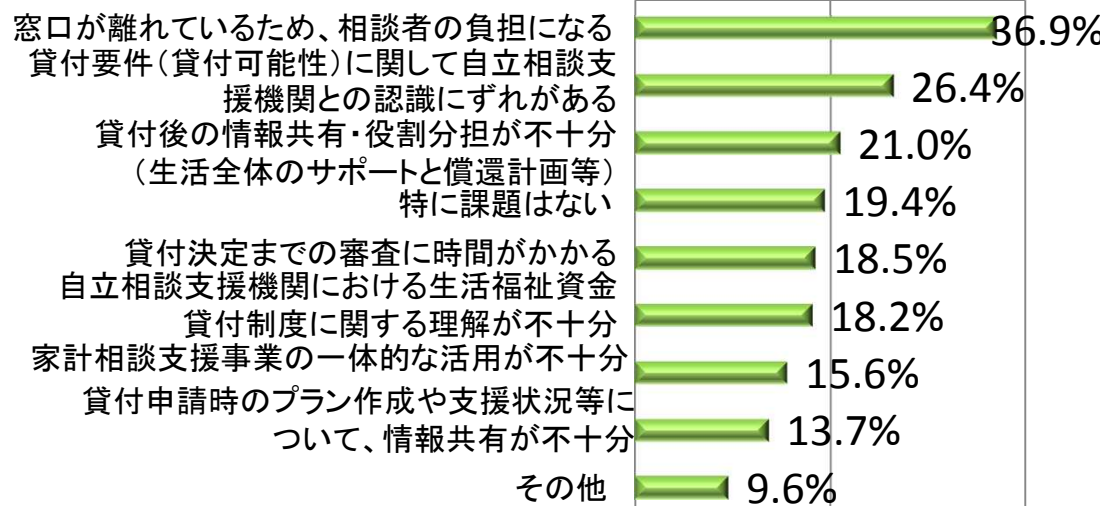
0.0% 20.0% 40.0% 60.0% 80.0%



2. 社会福祉協議会側からの自立相談支援機関との連携における運用上の課題

(n=314社会福祉協議会、複数回答)

0.0% 20.0% 40.0%



➡ ①貸付要件(審査基準)、②貸付までの期間やその間の生活ニーズへの対応、③貸付決定後の連携状況、等の実態を確認していく必要。

(出典)以下、P16までのデータについては一般社団法人北海道総合研究調査会によるアンケート調査「生活困窮者自立支援制度と生活福祉資金貸付制度の連携に関する実態調査」による(人口10万人以上自治体の395自立相談支援機関、288社会福祉協議会に対し、平成28年8~9月にかけてアンケート調査を実施したもの。299自立相談支援機関、314社会福祉協議会(指定都市の区社協を含む)から回収。)

貸付要件の実態

- 貸付要件が厳しい、又は不明瞭であるという事例は様々なものがあるが、その原因としては、①実施要綱等の規定によるもの、②実施要綱等に規定はあるが詳細な定めがない、③実施要綱等に規定がないことによるもの、の3つ。

貸付要件に対して聞かれる主な意見		実施要綱等の定め
要件が厳しい	債務・滞納がある場合に一律対象外とされる。	疑義照会回答集において、債務を有する者に対する総合支援資金の貸付について、 <input type="checkbox"/> 機械的に判断しないこと、 <input type="checkbox"/> 例えば家計相談支援事業等の専門機関と連携して貸し付けの可能性を検討する、自立相談支援事業を利用し関係機関からの継続的な支援を受けることを貸付要件とすることにより、必要の人に必要な貸付が行えることが重要、としている。
	自己都合離職により失業給付の3ヶ月間の給付制限があり、生活費が必要であるが、総合支援資金の対象外とされた。	制度要綱において、失業等給付等の他の公的給付又は公的な貸付を受けることができず、生活費を賄うことができないことを要件として規定。
	総合支援資金について、離職後2年以内の場合しか認められない。	※ 実施要綱等では規定はない。
要件が不明瞭	償還能力の判断基準が不明瞭。 ※ 雇用契約書のある人に限っている事例から、自立相談支援機関との連携があれば対象としている事例まで、様々。	制度要綱においては、貸し付ける資金の額について、借入申込者における償還能力等を勘案の上、真に必要な額について決定することと規定。

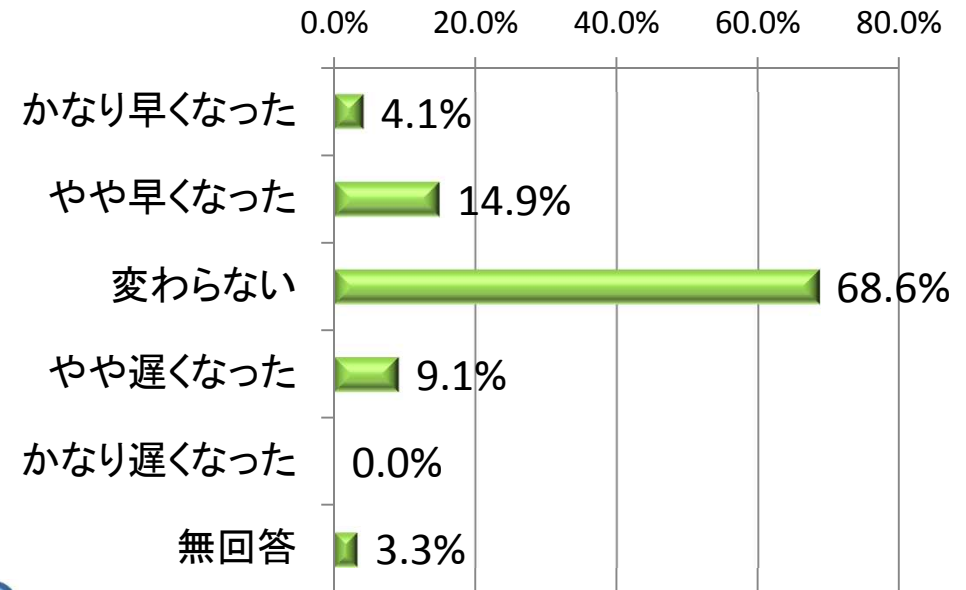
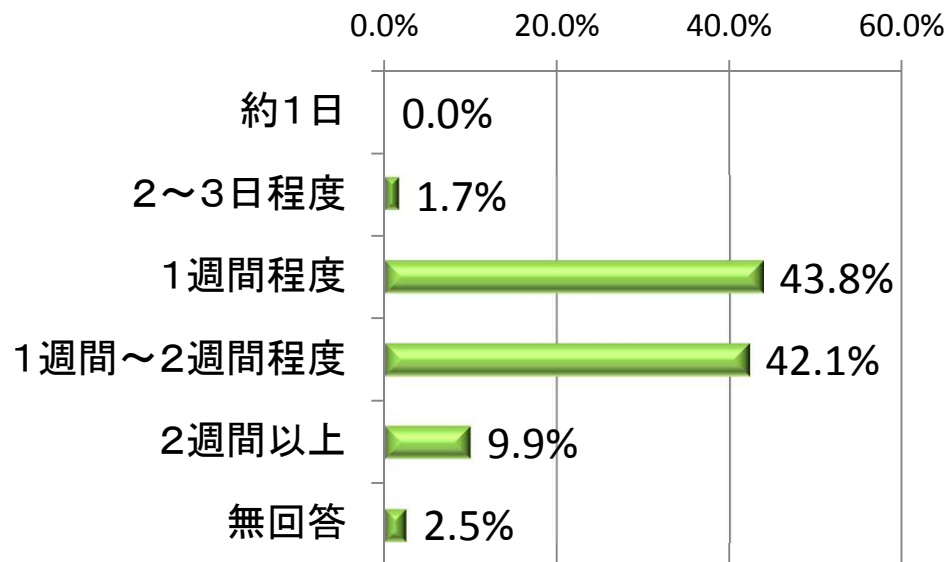
貸付までの期間について

- 緊急小口資金の相談から貸付決定・送金までの平均期間は「1週間程度」と「1週間～2週間程度」で約4割ずつを占めている。生活困窮者自立支援制度施行によっても約7割で変化が見られない状況にある。
- 総合支援資金については、実態として1ヶ月程度かかっているという意見が多い。

1. 緊急小口資金の相談から貸付決定・送金までの平均期間

2. 生活困窮者自立支援制度前と比較した変化

(n=121社会福祉協議会、平成27年度に総合支援資金と緊急小口資金の貸付実績がある社協のみ)



3. 総合支援資金の相談から貸付決定・送金までの期間

- 自立相談支援機関側からは実態として1ヶ月程度かかっているという意見が多い。

貸付までの生活ニーズへの対応

- 生活福祉資金の相談から貸付までの間の生活ニーズに対しては、社会福祉協議会及び自治体において、独自の取組みによる支援が行われている。
- 食料の提供や独自の貸付制度によるつなぎ融資が比較的多く、交通費を支給している事例もある。

食料の提供

- フードバンクと提携し、生活が逼迫している世帯に食料を提供。(複数の市町村社協の例)
- 構成員から提供された食料を備蓄している民間団体へつなぐ。(自治体の例)
- 社会福祉協議会で独自に備蓄している食品等を提供。(多数の市町村社協の例)
- 後払い対応可の配食サービスを紹介している。(市町村社協の例)

独自の資金貸付

- 社会福祉協議会又は自治体が独自に持っている貸付制度において、緊急小口資金が支給されるまでのつなぎ融資を実施。(多数の市町村社協・自治体の例)
 - 申請に必要な書類の発行手数料や交通費代を貸付。(県社協の例)
- ※ 貸付額は数万円、又は1日当たり1,000円としている事例があるなど、必要最小限度の額としていることや、即日又は翌日に支給するなど機動的な運用が可能となっていることが特徴。

その他の給付

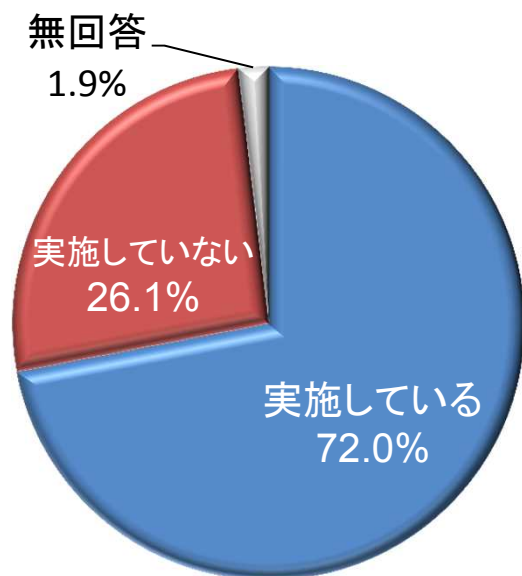
- 必要書類の発行窓口に行くための交通費がない者に対して、電車・バスを利用できるプリペイドカード(500円分)を支給。(自治体の例)

市区町村社会福祉協議会の独自支援の状況

- 市区町村の社会福祉協議会において、生活福祉資金貸付以外の生活困窮者支援に対する独自の取り組みを実施している割合は約7割となっている。
- 実施内容としては、「緊急時の食料供給」や「独自の資金貸付・給付(小口資金・善意銀行など)」が約7割を占めている。

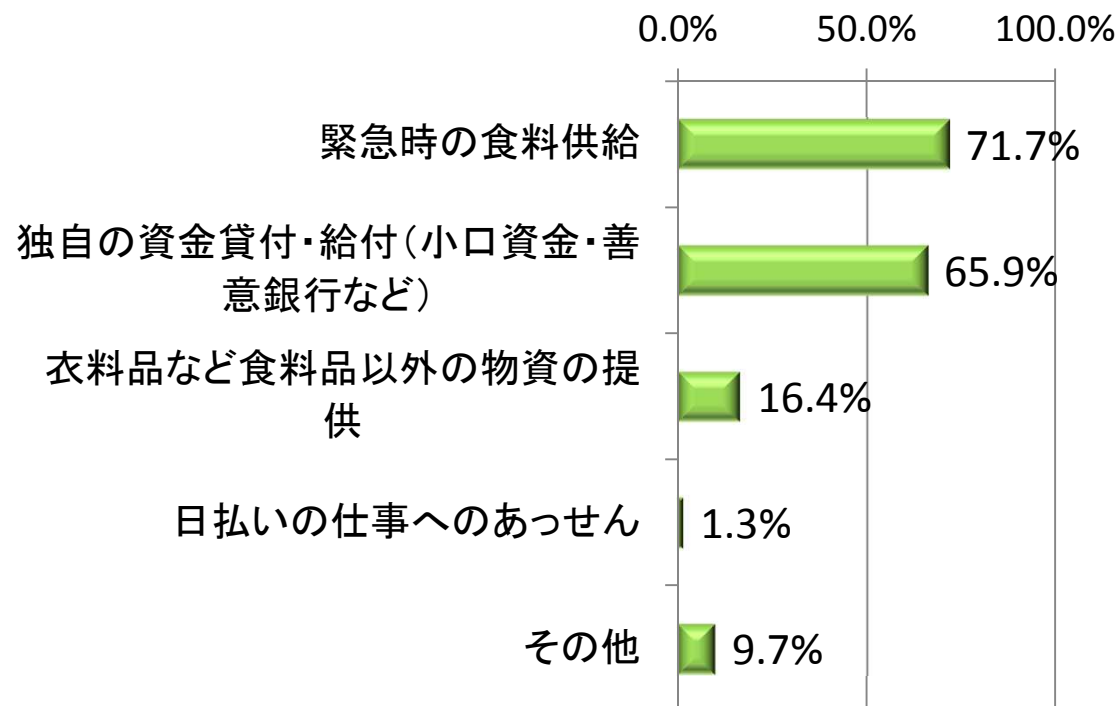
1. 独自の生活困窮者支援に対する取組の有無

(n=314社会福祉協議会)



2. 1. で「実施している」場合における取組概要

(n=226社会福祉協議会)(複数回答)

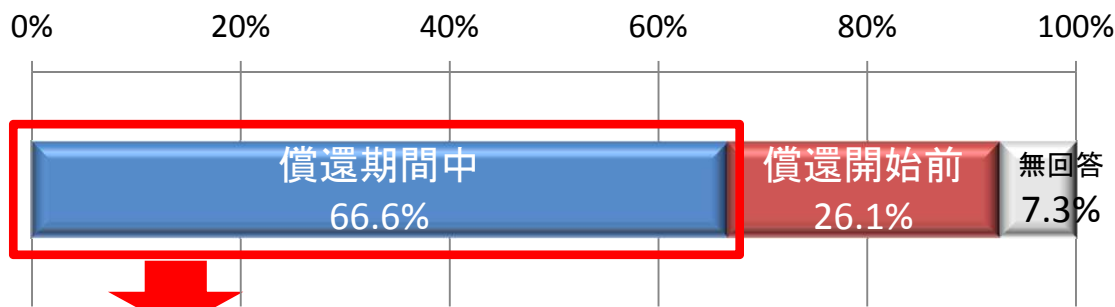


貸付決定後の状況①(総合支援資金)

- 自立相談支援事業を利用した総合支援資金貸付で償還期間が到来しているものについて、償還計画どおりに償還しているものは約4割にとどまる。
- こうした償還状況について、約75%の生活福祉資金担当が自立相談支援機関に対して何らかの報告を行っている。

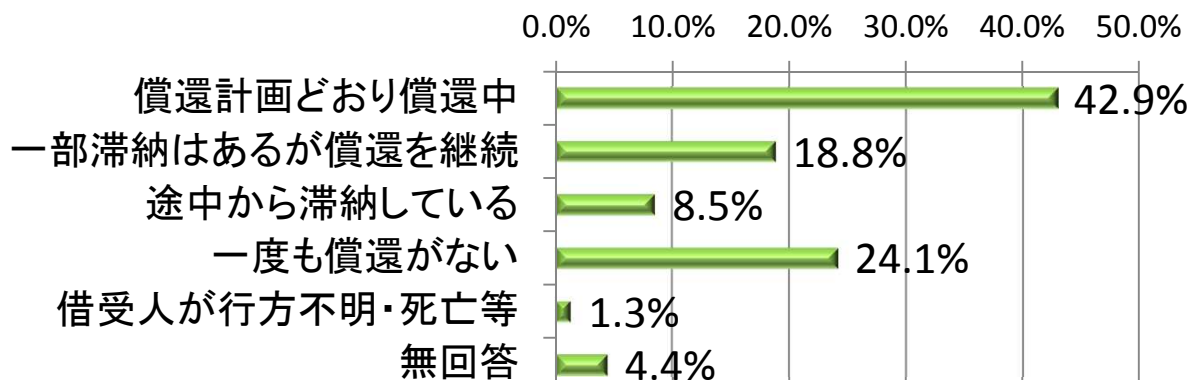
1. 総合支援資金の償還の状況

(n=479、平成27年4月～平成28年7月1日までに自立相談支援事業を利用して総合支援資金(生活支援費)を貸し付けた件数。回答者は175社会福祉協議会)



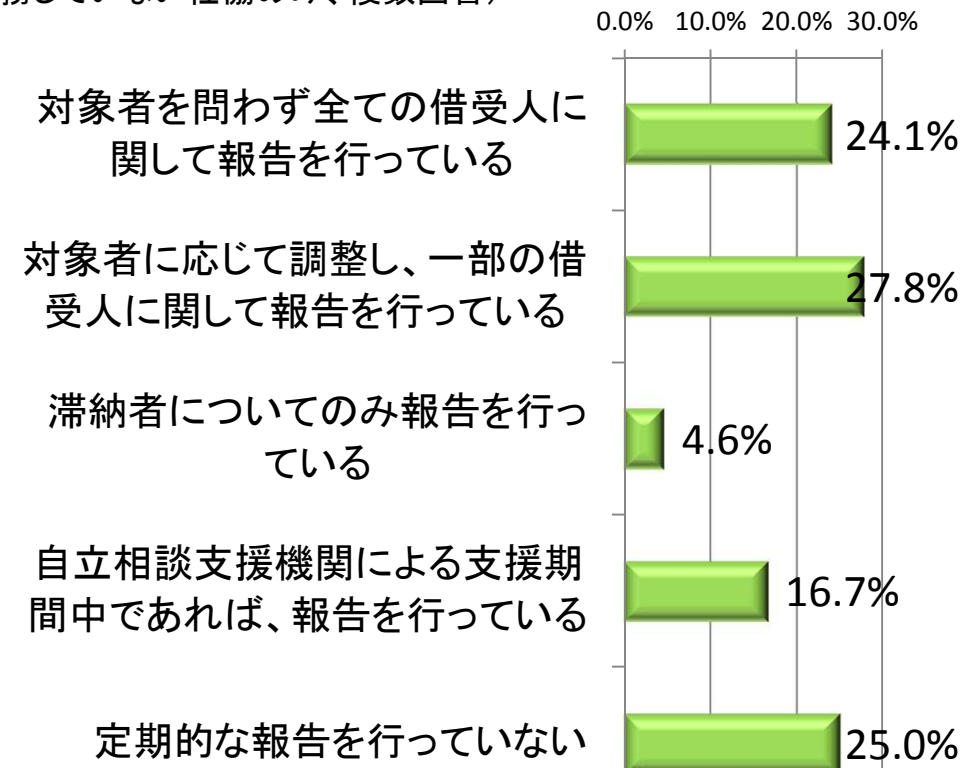
「償還期間中」のうち、現在の償還状況

(n=319)



2. 自立相談支援機関に対する、総合支援資金の償還状況の定期的な報告

(n=108社会福祉協議会、平成27年度に総合支援資金と緊急小口資金の貸付実績があり、自立相談支援事業を担当者が兼務していない社協のみ、複数回答)

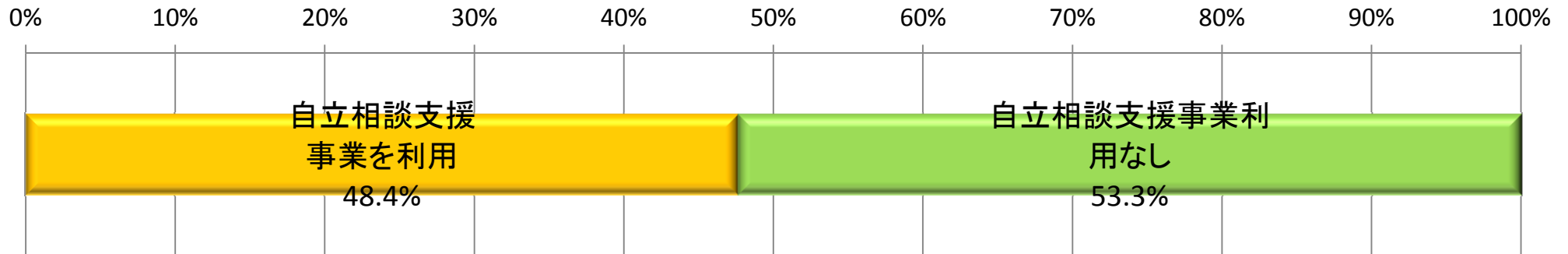


貸付決定後の状況②(緊急小口資金)

- 償還中の緊急小口資金については、自立相談支援事業を利用中のものが半数を占めており、貸付決定・送金後に情報共有がなされているケースが約7割強を占める。

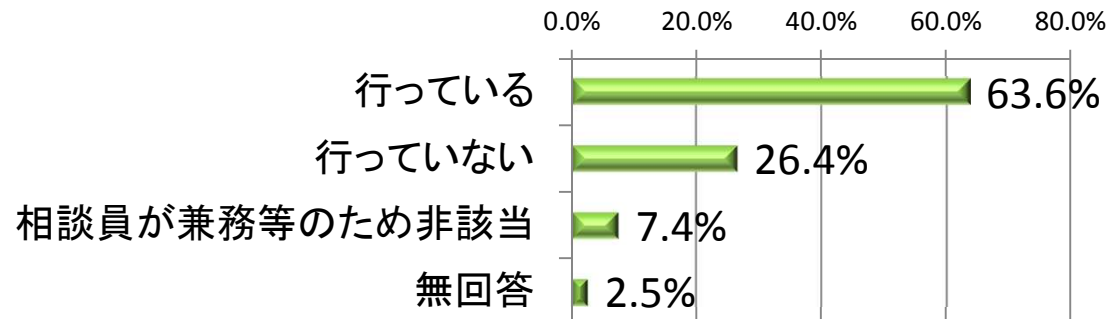
1. 緊急小口資金の償還状況

(n=2,071、平成27年度に「総合支援資金」「緊急小口資金」のそれぞれで1件以上の実績がある121社協において、平成28年7月1日時点で償還中の緊急小口資金の件数)



2. 貸付決定・送金後の自立相談支援機関への情報提供

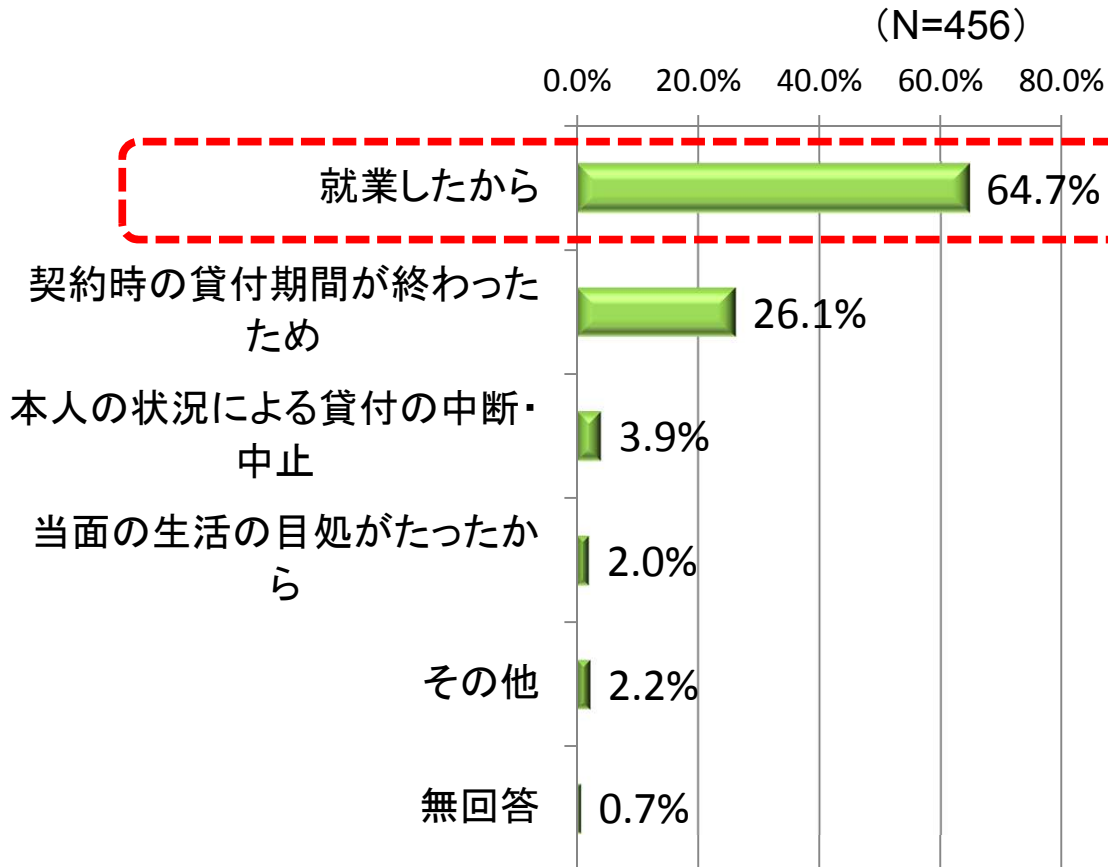
(n=121社会福祉協議会、平成27年度に総合支援資金と緊急小口資金の貸付実績がある社協のみ)



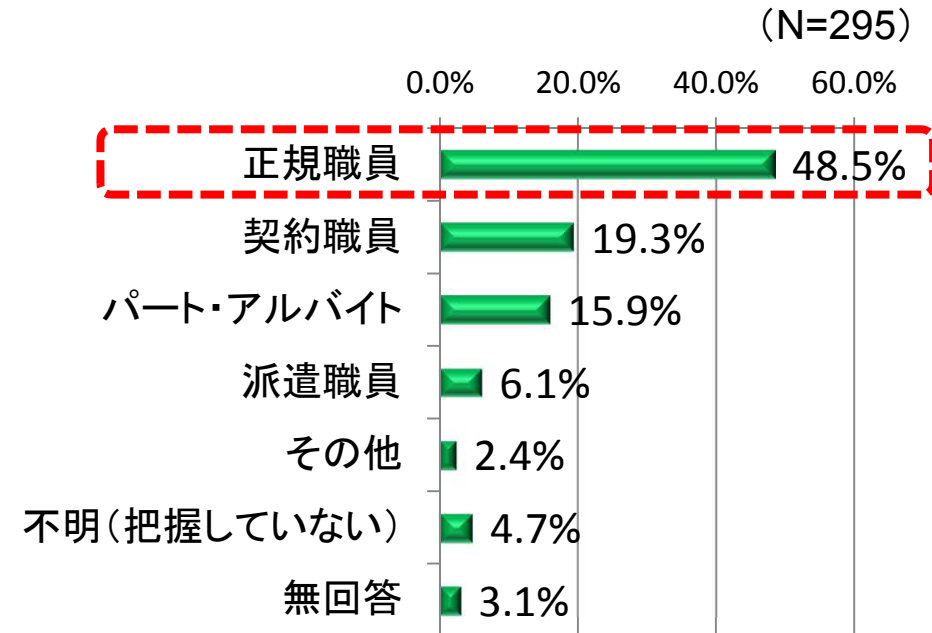
貸付の効果（総合支援資金）

- 総合支援資金の貸付を受けた者のうち、貸付を終了した理由としては、「就業したから」が64.7%と最も多く、総合支援資金の貸付が、相談者の自立支援に一定程度寄与しているものと思われる。
- なお、就業による貸付終了者のうち、「正規職員」が48.5%と約半数を占めている。

1. 貸付を終了した理由



2. 1. で「就業したから」の場合における就業形態



（出典）

一般社団法人北海道総合研究調査会によるアンケート調査「生活困窮者自立支援制度と生活福祉資金貸付制度の連携に関する実態調査」

※「平成27年4月～平成28年7月1日までに自立相談支援事業を利用し、総合支援資金（生活支援費）を貸付したケース（479件）について集計したもの」

生活福祉資金と家計相談支援事業の連携

○ 生活福祉資金の利用に当たり、家計相談支援事業が伴走支援を行って連携している例が見られる。

(考えられる論点)

○ 貸付を利用するケースにおいては、家計相談支援事業との連携により効果的な自立支援となるのではないか。

宮城県東松島市 ※家計相談支援事業委託先: 東松島市社協

- 貸付制度の相談に際しては、自立相談支援事業の支援員と家計相談支援員が同席するようにしている。
- 償還が滞った際は、速やかに家計診断等を行い、家計相談の利用に繋げる支援体制をとっている。
- 償還が完了するまで相談者を見守っていくスタンスを前提とした伴走支援を行っている。期間としては、償還開始から、最低6カ月～1年程度は必要と見ている。

大阪府箕面市 ※家計相談支援事業委託先: 箕面市社協

- 社協が生活福祉資金の貸付を受ける場合、自立相談支援機関から社協に意見書を出している。仮に、償還が滞ってしまった場合は、社協から自立相談、家計相談の支援に繋がられるようにしている。
- 相談者本人の意向にもよるが、本人の希望があれば、償還開始後も伴走支援を行っている(6カ月～1年)。本人が希望しない場合でも、償還開始までの間は、伴走支援を行っている。

福岡県北九州市 ※家計相談支援事業委託先: グリーンコープ生協

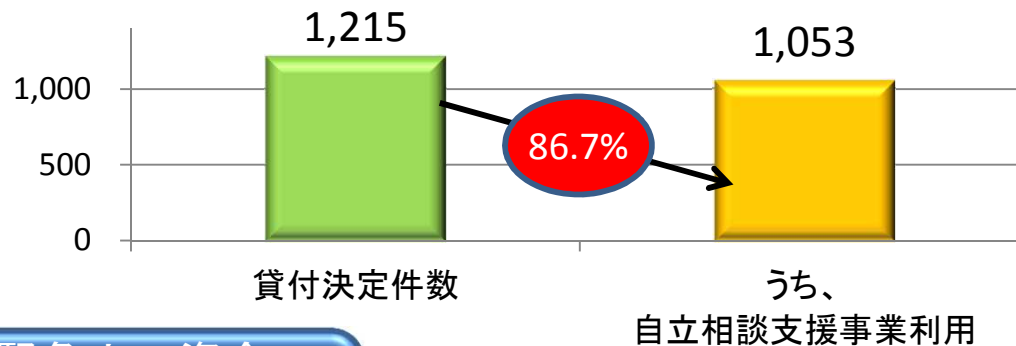
- 貸付あっせん前に最低2回は家計相談(面談)をしている。
- 伴走支援は再面談と電話連絡の2通りを実施。貸付あっせん後、家計に関する他の課題や貸付後の生活に心配が残っている人は再面談し、心配がない場合は電話連絡による状態把握を行っている。支援期間は6カ月程度(1年以上もある)。
- 生活そのものを再生するための支援という観点から、償還に関しても、家計相談支援員が自立相談支援員と相談者の情報を共有し、相談者に必要な支援を行っていることが、効果的な支援に繋がっているとの印象。

参考：平成27年度見直し事項に関する実態

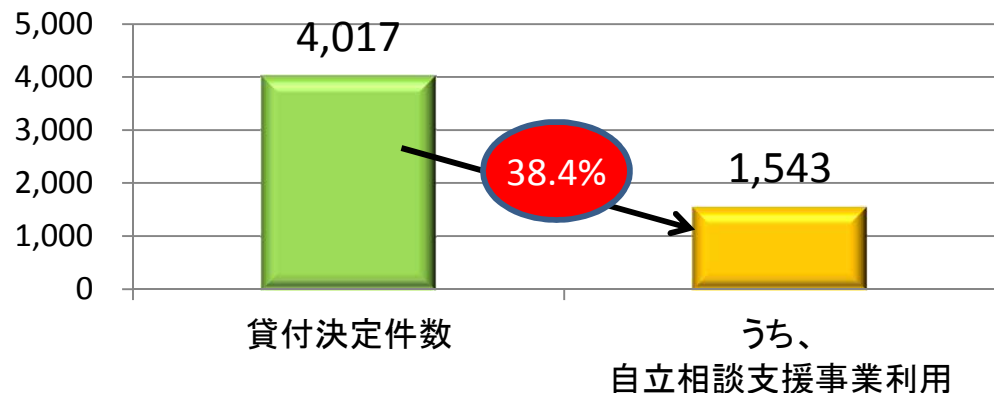
- 生活困窮者自立支援法の施行に伴い、総合支援資金と緊急小口資金については原則として自立相談支援事業のプラン作成とセットにすることとしたが、特に緊急小口資金については、自立相談支援事業の併用が約4割弱にとどまる。

1. 平成27年度の貸付決定件数のうち、自立相談支援事業を利用している割合

総合支援資金



緊急小口資金



2. 自立相談支援事業を利用していない理由（緊急小口資金の場合）

○社協の貸付け相談員が

- ①一時的な支援で自立につながる場合、
 - ②継続支援が必要な場合、
- の見立てを行い、②に該当すると思われる場合についてのみ、自立相談支援事業に繋いでいる（福岡県糸島市の場合）。

①の例

「仕事は決まったが、初任給までの繋ぎが必要なケース」「毎月生活できている人で、当月のみ急な出費増があったケース」等

②の例

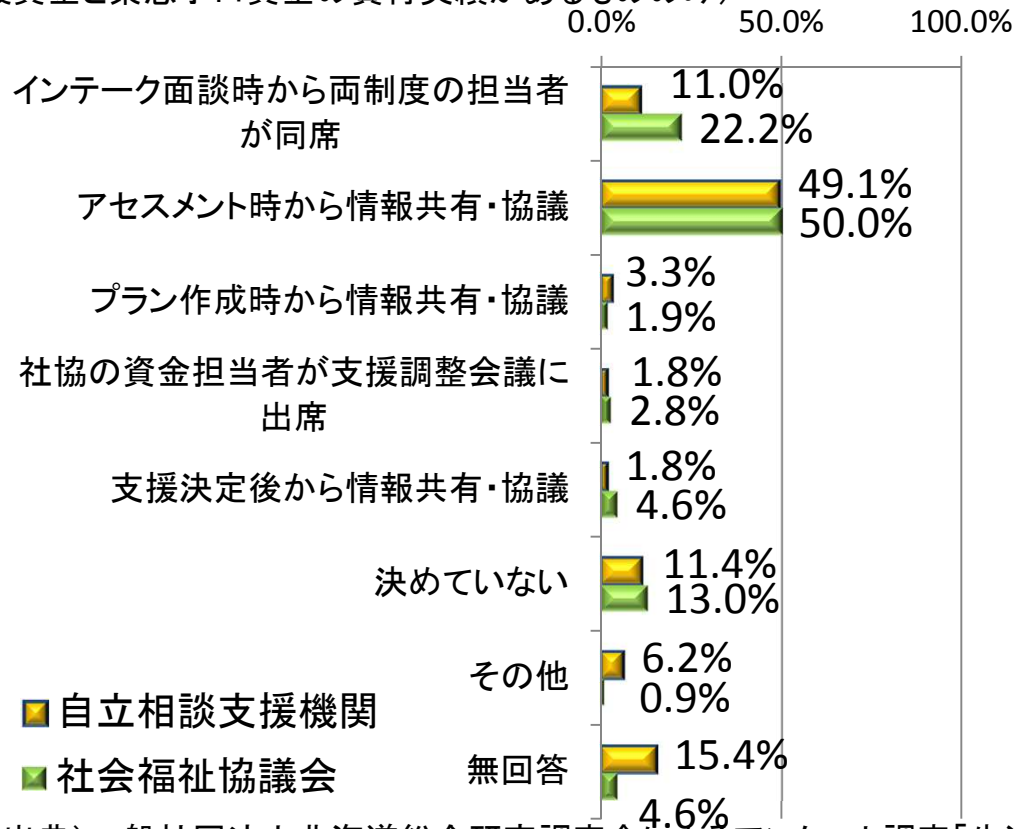
「緊急小口の貸付は必要と思われるものの、それだけでは課題解決に至らないと思われる人」、「就労は可能な様子であっても、定着が難しそうな人」、「継続的な支援が必要と思われる人」

参考：平成27年度見直し事項に関する実態

- 総合支援資金における貸付段階での連携については、
 - ・ 自立相談支援機関・社会福祉協議会いずれから見ても、約6～7割がインテーク・アセスメント段階から連携している。
 - ・ 一方、支援調整会議には「社会福祉協議会の資金担当者は基本的に参加しない」が約3割を占めている。
 - ・ 社会福祉協議会側では、自立相談支援機関側のアセスメント情報等を活用している実態が見られる。

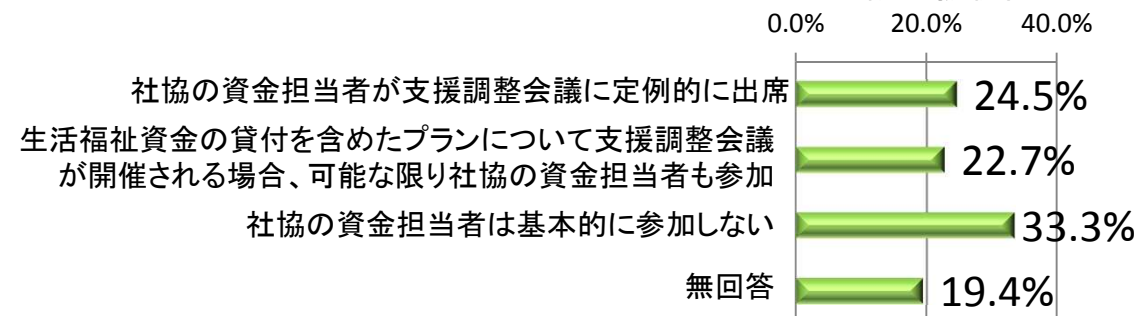
1. 連携開始の具体的なタイミング

(n=273自立相談支援機関、108社会福祉協議会。両制度を兼務していない主体のみ。さらに社協については、平成27年度に総合支援資金と緊急小口資金の貸付実績があるもののみ)



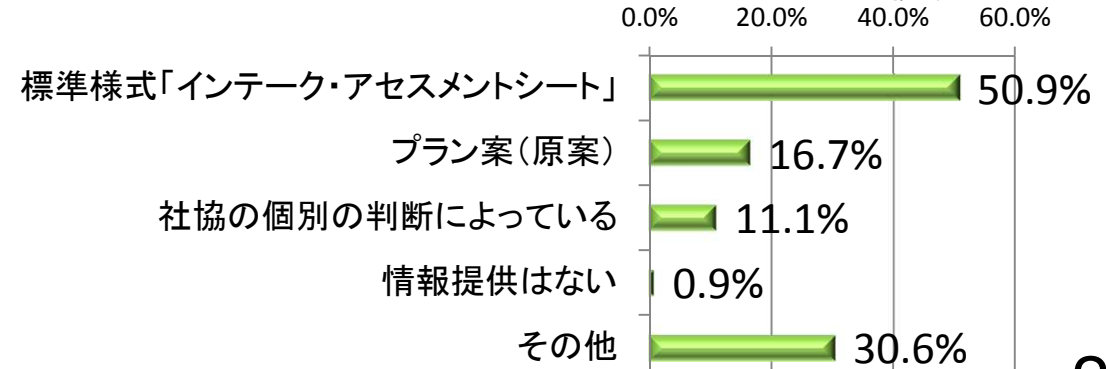
2. 支援調整会議への生活福祉資金担当者の参加

(n=273自立相談支援機関)



3. 社会福祉協議会が貸付申請の妥当性を判断する情報

(n=108社会福祉協議会)(複数回答)

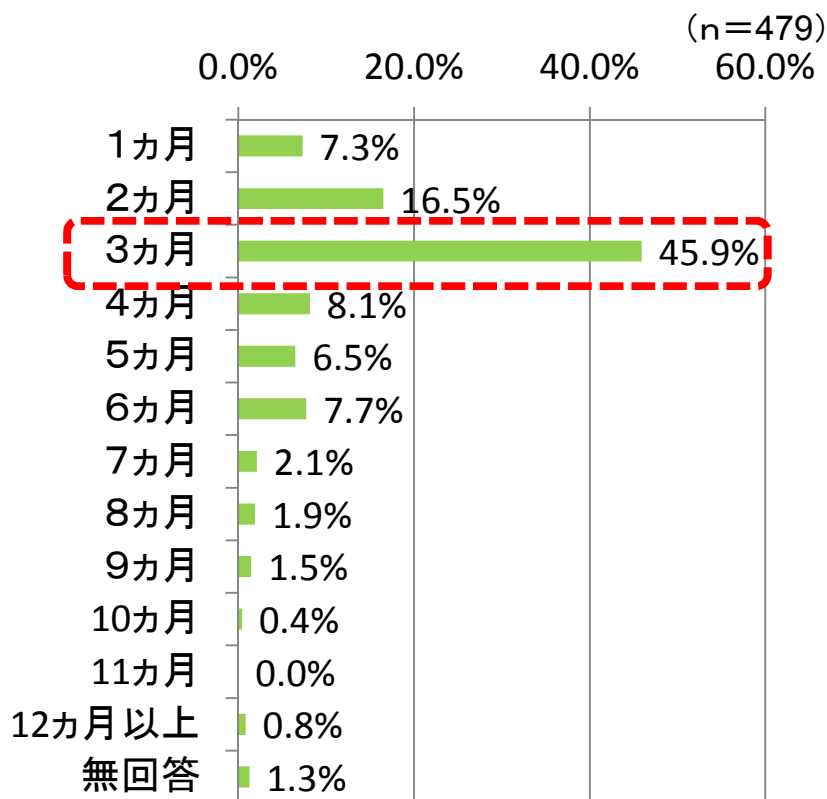


参考：平成27年度見直し事項に関する実態

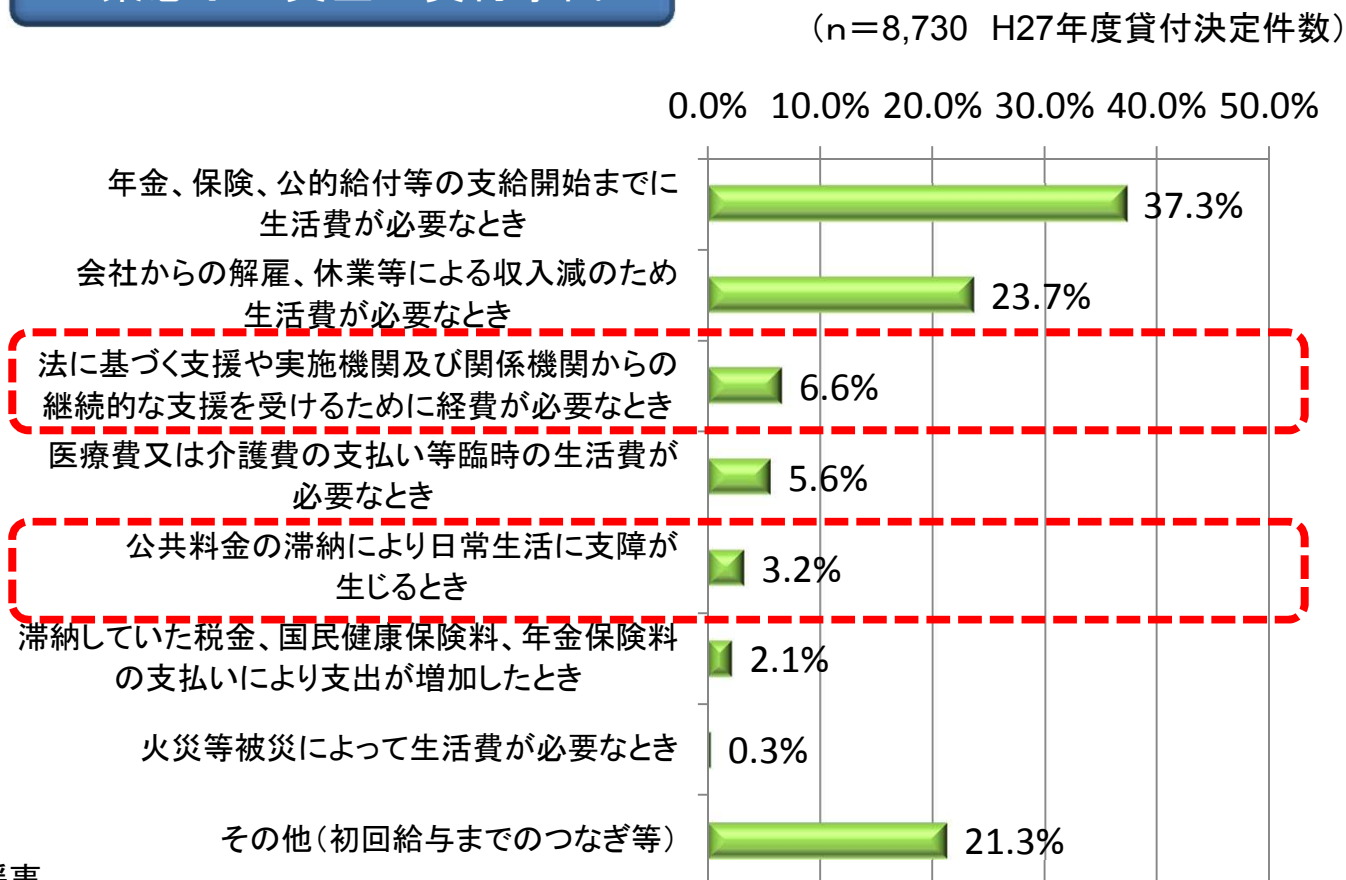
生活困窮者自立支援制度の施行に伴い、

- 総合支援資金の貸付期間を原則3ヶ月としたことから、実態としても3ヶ月が最も多く約半数を占める。
- 緊急小口資金については、生活困窮者自立支援法の施行に伴い見直した貸付事由（公共料金の滞納、法に基づく支援を受けるための経費）の利用が、あわせて9.8%という結果であった。

1. 総合支援資金の貸付期間



2. 緊急小口資金の貸付事由



※「平成27年4月～平成28年7月1日までに自立相談支援事業を利用し、総合支援資金（生活支援費）を貸付したケース」

(参考)

生活福祉資金を取り巻く状況

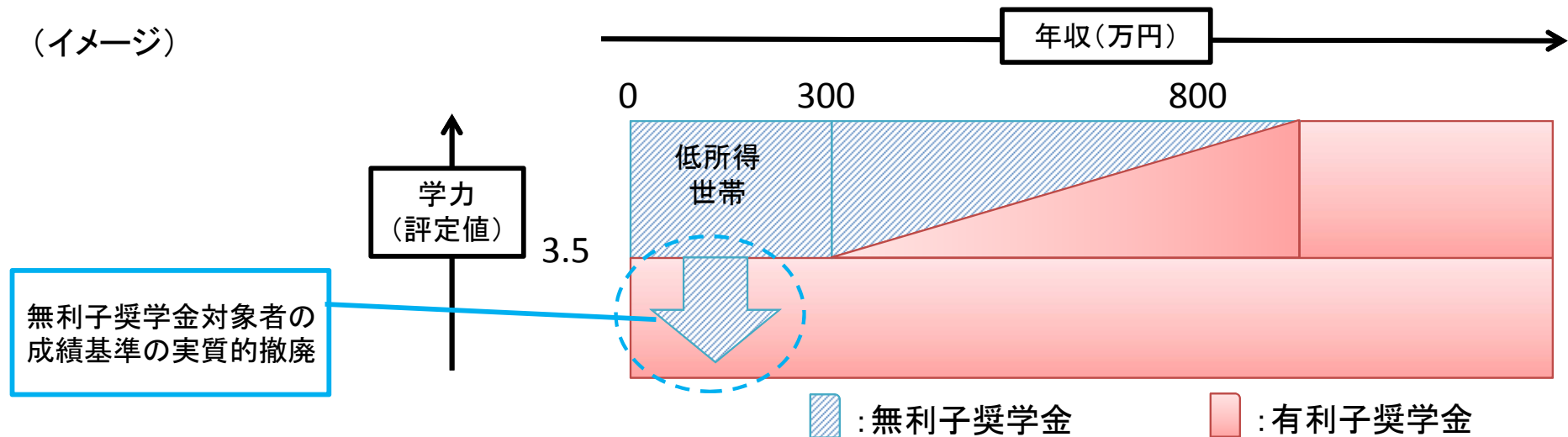
日本学生支援機構が実施する奨学金制度の見直しについて①

【ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)(抜粋)】

無利子奨学金については、残存適格者を解消するとともに、低所得世帯の子供に係る成績基準を大幅に緩和することにより、必要とするすべての子供たちが受給できるようにする。

【未来への投資を実現する経済対策(平成28年8月2日閣議決定)(抜粋)】

無利子奨学金については、速やかに残存適格者を解消するとともに、低所得世帯の子供たちに係る成績基準を平成29年度(2017年度)進学者から実質的に撤廃し、必要とする全ての子供たちが受給できるようにする。



○新たに無利子奨学金の対象となる者

◆成績基準: 評定平均値3.5未満であって、学校から推薦された者

・推薦基準(学力及び資質): 特定の分野において特に優れた資質能力を有し、又は大学における学修に意欲があり、大学への進学後に特に優れた学習成績を修める見込みがある者(独立行政法人日本学生支援機構業務方法書)

◆所得基準: 住民税非課税世帯(例: 父母・子1人・・年収約220万以下、父母・子2人(本人+中学生)・・年収約270万以下)

○平成29年度進学者向け募集スケジュール

- ・平成28年10月28日～12月中旬 推薦期間
- ・平成29年2月下旬 候補者決定
- ・同年 4月 貸与開始

日本学生支援機構が実施する奨学金制度の見直しについて②

※独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学金(無利子奨学金)の制度改正に伴う生活福祉資金(教育支援資金)貸付制度の取り扱いについて(H28.10.28社援地発1028第1号)より抜粋

1. 教育支援費の取り扱いについて

○ 教育支援費の貸付けについては、他制度利用を優先としていることから、今般の第一種奨学金の制度改正内容を踏まえ、重複する部分については、当該奨学金の活用を優先すべきことを周知していただきたい。

なお、第一種奨学金利用者であっても、「平成28年度 生活福祉資金の手引き」の問答集(P.306の問47を参照)において示しているとおおり、日本学生支援機構の奨学金の申請を行ったが、決定までに時間を要する(納入期限に間に合わない)等、とりあえず当面の学費等の支払いが困難であるなどの場合にあっては、必要となる数ヶ月分について生活福祉資金(修学資金の修学費[現、教育支援資金の教育支援費])の貸付けを行うことは差し支えないが、日本学生支援機構の奨学金が決定され次第、生活福祉資金の貸付分については償還を行うこととされたい。

○ また、第一種奨学金の貸与月額以上に学費等の経費が必要な場合には、その差額についても教育支援費の貸付けを行うことは差し支えないので、上記と併せて取り扱いを周知していただきたい。

2. 就学支度費の取り扱いについて

○ 入学に際して必要となる経費(入学金等)に対応する「就学支度費」については、日本学生支援機構において平成15年度に創設された入学時特別増額貸与奨学金制度があるが、入学前には貸与されないため、必要な者については、現行通り(問答集P.306の問47を参照)、就学支度費の貸付けの対象として取り扱われたい。

この場合、入学時特別増額貸与奨学金制度は有利子であること、また、教育支援資金の対象者が低所得世帯であることに鑑み、他制度利用優先の原則にかかわらず、就学支度費の貸付を優先することとして差し支えないこととする。

年金担保貸付事業の廃止について

○平成22年4月 行政刷新会議事業仕分けの評決

下記の理由から、例えば、全社協の貸付制度、生活資金の融資、セーフティネットを十分用意した上で基本的には廃止する旨の評決。

- ・年金担保貸付利用者が返済期間中に生活保護を受けることにより、生活保護費等公費が実質的に返済財源となっている
- ・年金給付を担保に貸し付ける仕組み自体が問題
- ・制度創設当時と比較し、代替となる制度が整備されつつある

○平成22年12月 閣議決定「独立行政法人の事務・事業の見直し方針」

事業を廃止することとし、十分な代替措置の検討を早急に進め、具体的な工程表を平成22年度中に作成するとともに、現行制度における貸付限度の引下げ等による事業規模の縮減方針を年内に取りまとめる。

○平成23年3月 「年金担保貸付制度の廃止に向けた今後の対応方針」（厚労省）

＜今後の対応方針＞

- ・平成23年度においては、貸付限度額の引き下げ、生活保護とのリピーター対策の強化、他制度周知の徹底。
- ・平成24年度においては、主たる代替措置である生活福祉資金貸付制度の今後の予算規模や実施体制等を見極めつつ、廃止に向けた検討を行い、具体的な計画を立案。

（平成23年12月 年金担保貸付制度について、貸付限度額の引き下げ等）

○平成25年3月 「年金担保貸付事業廃止計画」（厚労省）

＜廃止に向けた基本的考え方＞

- ・年金を担保にした安易な借り入れを許容する本事業は廃止。
- ・その際、真に必要な資金需要については、社協が実施する低所得者世帯向けの生活福祉資金貸付制度が主たる代替措置とされている。
- ・生活福祉資金貸付制度の予算規模や実施体制等からすると、現時点の年金担保貸付事業をそのまま代替することは困難。
- ・今後、年金担保貸付事業の段階的な縮減等を行い、これに伴いどの程度生活福祉資金貸付制度の利用者が増加するかを把握し、必要な措置を講じる必要。
- ・年金担保貸付事業の円滑な廃止に向けて、事業規模縮小等の措置を段階的に進め、これらの措置の進捗状況を踏まえ、平成28年度に具体的な廃止時期を判断。

（平成26年12月 年金担保貸付制度について、貸付限度額の引き下げ等）

○平成27年4月 独立行政法人改革推進法の附帯決議

独立行政法人福祉医療機構については、（中略）。また、廃止することが閣議決定されている年金担保貸付事業については、必要な代替措置を講じた上で廃止すること。

会計検査院の意見表示と今後の対応について

会計検査院の意見表示（平成28年10月24日）内容

- 保有資金の額について適切な評価を行うための判断基準を設けること。
- 保有資金が適正規模を上回っている場合に国に返還することとする仕組みを設けること。

（参考）意見表示内容全文（http://www.jbaudit.go.jp/pr/kensa/result/28/pdf/281024_zenbun_02.pdf）

- ・ 保有資金の額について適切な評価を行うための判断基準を作成し、都道府県に周知するとともに、都道府県に対して、各都道府県社協における保有資金の額を十分に把握するための情報を明示するなどした上で、適切な評価を実施させ、貴省に対して評価に係る適時の報告等を行わせるなどの仕組みを整備すること
- ・ 保有資金の額が判断基準に照らして貸付事業の実施状況等からみて適正な規模を上回っていると認められる場合には、国庫補助金相当額の一部について国庫に返還等の措置を講ずることができるよう、国庫補助金の交付要綱の改正等を行うとともに、その旨を都道府県に対して周知すること

事実関係

- 会計検査院が意見表示で示している金額は以下の通り。

検査対象県（25都道府県社協）の保有資金	1072億円（※1）
上記のうち指摘対象県（17都道府県社協）の保有資金	504億円
うち過大な（※2）保有資金の試算額	399億円（※3）

※1 生活福祉資金の保有資金は、経済情勢の悪化や大規模災害における一時的な資金需要として保有しているものであり、「使われず滞留」しているわけではない。

※2 会計検査院が独自の試算に基づき「当面の貸付事業の安定的で円滑な実施のために引き続き保有し続ける必要性は低い」としているもの。

※3 今回の検査院の意見表示は、生活福祉資金貸付事業の保有資金について適正な評価を行う枠組みがないというものであり、当該額の返還が求められているものではない。今後作成する判断基準に基づき、保有資金の適正規模を上回るものと認められる場合に、返還を求めていく。

対応方針

- 今後、会計検査院の意見の趣旨に沿って、判断基準等の作成を行う。判断基準の作成にあたっては、各都道府県社会福祉協議会における貸付額の見込みや償還状況、また緊急的な措置への対応など、多角的な視点から検討していく。（会計検査院の意見では、大規模災害時等に増加する貸付需要分が勘案されていないため、その点も考慮していきたい。）

生活福祉資金貸付制度について

全国社会福祉協議会 民生部

1. 社協における生活福祉資金の位置づけ

(1) 相談支援を伴った貸付としてのツール

- 一時的に経費が必要となった場合に、貸付と必要な相談支援を行うことで自立促進を図ることができる。

(2) 世帯の課題把握の契機となるツール

- 貸付の際の世帯状況の確認により、貸付以外のその世帯の課題を把握する場合があります、社協が行う他の事業や他機関へつなぐ契機となる。

⇒◆生活福祉資金は生活困窮者支援において重要なツールであり、また、貸付原資が公費（税金）で賄われていることから、債権管理等において適切な運用が求められている

2. 生活福祉資金貸付制度の特徴

(1) 他法他施策優先

- 生活福祉資金貸付制度は、貸付原資の全額が公費で賄われており財源が限られていることから、他の貸付制度があればそれを優先して活用し、他の制度の利用が困難な場合や他の制度だけでは賄えない場合等に貸付対象となる。

※今般、日本学生支援機構奨学金との関係において、一部例外的な取り扱いが示された。

(2) 受付窓口は市区町村社協、貸付決定の判断は都道府県社協

- 家計相談支援機関が生活福祉資金に関してやり取りを行ったり、相談者が生活福祉資金を借りる場合に訪れる窓口は市区町村社協だが、貸付決定を行う等事業の実施主体は都道府県社協である。

(3) 長期的な相談支援

- 一定期間の償還期限があることから、自立（安定した継続的な償還、償還完了 等）までの間に関わりを継続することが可能なため、世帯の状況変化による新たな支援の必要性を迅速に把握したり、随時の相談支援にあたることができる。

(4) 資金使途に応じた資金種類

①総合支援資金

- リーマンショックの影響により多くの失業者が生じたことから、その支援資金として平成21年10月に創設。
- 創設当初のピーク時と比べ、現在はおよそ1/20の貸付決定件数。
- 主に失業者向けの貸付であり、民生委員の関わりも限定的であるため、全資金種類の中で最も償還率が低い。

※本会が実施した調査では、創設当初の平成 22 年 3 月の貸付決定者の申込時の収入は、9 割以上が「生活保護基準以下」であり、貸付時点で生活保護受給となってもおかしくない状況の借受人が多かった。

②福祉資金（緊急小口資金）

- 緊急的な少額貸付が必要な場合の資金で、平成 15 年 1 月に創設。
- 生活保護費や初回給与の支給までのつなぎ資金としての貸付が多く、償還率は比較的高い。

③福祉資金（福祉費）

- 日常生活を送るうえで一時的に経費が必要な場合の資金で、昭和 30 年の制度創設からある資金。
- 民生委員の調査書（意見書）の提出が必須となっている等、民生委員の関わりが強い資金であり、償還率も比較的高い。

④教育支援資金

- 高校や大学等への就学資金が必要な場合の資金で、制度創設当初からある資金。
- 子どもの貧困対策としての活用が求められており、貸付決定件数は全資金種類のなかで最も多い。
- 福祉費同様、民生委員の関わりが強く、償還率も比較的高い。

⑤不動産担保型生活資金

- 低所得または生活保護受給高齢者に対し居住用不動産を担保に生活費の貸付を行う資金。一般世帯向けが平成 14 年 12 月、要保護世帯向けが平成 19 年 3 月に創設。
- 償還は不動産の売却によるものとなるが、貸付額を売却額が下回るケースも出てきており、課題となっている。

（5）民生委員の協力

- もともと生活福祉資金は、民生委員による低所得者の自立更生を促進するための「世帯更生運動」がその源。
- 上記「2（2）」の長期的な支援という視点においても、民生委員の見守り支援は重要であり、生活困窮者自立支援制度下においても、その役割が期待されている。
- 一方で、民生委員が償還時に督促業務を行うとの誤解もあり、民生委員への理解と協力を適切に求めていくことが大事。

3. 家計相談支援事業との連携貸付件数について

（1）平成 27 年度の連携貸付件数

- 平成 27 年度の全資金の貸付決定件数は 29,782 件（152 億円）であり、平成 26 年度と比べ 1,699 件の減（5.4%減）。
- 家計相談支援事業を利用した貸付件数は、総合支援資金で 74 件（3.6%）、緊急小口資金で 204 件（2.3%）となっている。

〔件〕

	①平成 26 年度貸付決定件数	②平成 27 年度貸付決定件数	③貸付決定件数の増減〔②－①〕(%)	④「②」のうち自立を利用した件数(%)	⑤「②」のうち家計を利用した件数(%)
全資金合計	31,481	29,782	-1,699(-5.4)	5,160(17.3)	303(1.0)
総合支援資金	3,133	2,057	-1,076(-34.3)	1,872(91.0)	74(3.6)
緊急小口資金	8,837	8,730	-107(-1.2)	2,970(34.0)	204(2.3)
教育支援資金	14,775	14,621	-154(-1.0)	168(1.1)	4(0.03)

(2) 平成 28 年 4～10 月の連携貸付件数

○昨年度と比べ、家計相談支援事業を利用した貸付の割合は、総合支援資金は減っているが、全体の割合は微増となっている。

〔件〕

	①平成 27 年度貸付決定件数	②平成 28 年度貸付決定件数(速報値)	③貸付決定件数の増減〔②－①〕(%)	④「②」のうち自立を利用した件数(%)	⑤「②」のうち家計を利用した件数(%)
全資金合計	12,721	11,723	-998(-7.8)	2,806(23.9)	139(1.2)
総合支援資金	1,335	762	-573(-42.9)	707(92.8)	11(1.4)
緊急小口資金	5,362	4,961	-401(-7.5)	2,014(40.6)	119(2.4)
教育支援資金	3,227	3,226	-1(0)	37(1.1)	2(0.1)

4. 家計相談支援事業への期待

(1) 生活福祉資金貸付時における協力について

- 生活福祉資金の特徴（他法他施策優先、貸付対象者、資金種類・資金使途、償還の目途等）を理解いただくことで、いわゆる「たらい回し」の回避が期待されている。
- 家計相談支援機関で得られた相談者の情報を提供いただくことで、相談者（借受人）への負担軽減が期待されている。

(2) 生活福祉資金貸付期間中における協力について

- 借受人のなかには家計管理力の弱い人もいるが、これまでは家計管理支援までは十分にできなかった。
- 家計管理支援を行っていただくことで貸付金が有効に活用され、より効果的な貸付が期待されている。

(3) 生活福祉資金償還期間中における協力について

- 滞納者について、家計バランスが崩れていることが原因となっている場合は、滞納者を家計相談支援事業につなぐことで、安定した継続的な償還が期待されている。
- ※ただし、この場合は本人同意のもと、単に一定年数滞納しているといった理由のみでなく、滞納の理由が勘案され、その必要性に基づいた家計相談支援事業の利用が望ましいと考えられる。